

## 船舶事故調査報告書

平成24年3月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成22年1月12日 20時30分ごろ
発生場所	福島県いわき市塩屋埼東方沖 塩屋埼灯台から真方位094°30.9海里付近（概位 北緯36°57.2′ 東経141°37.9′）
事故調査の経過	平成22年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三大徳丸、39トン 130740、有限会社大徳丸 21.40m (Lr) × 4.50m × 1.93m、鋼 ディーゼル機関、955kW、昭和53年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和61年12月12日 免状交付年月日 平成18年7月4日 免状有効期間満了日 平成23年12月11日 漁ろう長 男性 44歳 海技免許 なし 甲板員A 男性 49歳 海技免許 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、漁ろう長及び甲板員Aほか6人が乗り組み、塩屋埼東方沖の漁場において、漁ろう長が操舵室で操船して前進しながら、船長、甲板員Aほか6人が前部甲板でかに籠の投入作業に従事していた。 甲板員Aは、前部甲板上に積み重ねたかに籠及び円形状に積み重ねた幹縄の脇に立ち、海中に投入するかに籠を順次他の乗組員に手渡していたところ、投入したかに籠に引かれて走出する幹縄が左足に絡まり、平成22年1月12日20時30分ごろ、幹縄に引きずられてブルワークの切り通しから落水した。 漁ろう長は、甲板員Aが落水するところを目撃し、直ちに本船の機関を停止した。また、乗組員は、救命浮環を投げ入れたり、サーチライトで海面上を照らすなどしたが、甲板員Aを見失った。 漁ろう長は、幹縄が甲板員Aの足に絡まるところを目撃していたことから、海中から幹縄などを引き揚げさせたが、甲板員Aを発見することはで

	<p>きなかった。</p> <p>甲板員Aは、その後死亡認定された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、うねり なし、水温 約11℃</p>	
その他の事項	<p>船舶所有者は、乗組員全員分のヘルメットと救命胴衣を備え付けていたが、本事故当時、舷側に立ってかに籠を海中に投入する者だけが救命胴衣を着用していた。</p> <p>幹縄は、直径約12mmの繊維製索で、全長約4,000mであった。</p> <p>本船は、前部甲板の照明用として750Wの電球15個を備えており、夜間の甲板上作業に支障がない状態であった。</p> <p>甲板員Aは、雨がっぱの上下を着用し、ゴム手袋をして長靴を履き、ヘルメットをかぶっていた。</p> <p>甲板員Aは、平成19年8月1日から本船に乗り組むようになり、毎年、さんま漁及びかに籠漁の期間（8月1日～翌年4月30日）に雇い入れされていた。</p> <p>漁ろう長は、安全担当者を兼ねており、乗組員が不安全な動作などをしたときには、口頭で注意をしていた。</p> <p>甲板員Aは、健康状態に問題はなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、落水して行方不明となり、後日、死亡認定された。</p> <p>本船は、塩屋埼東方沖において、かに籠の投入作業中、走出する幹縄が甲板員Aの右足に絡まったため、甲板員Aが同幹縄に引きずられて落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、円形状に積み重ねられた幹縄の中に左足を入れたものと考えられるが、甲板員Aが発見されなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、塩屋埼東方沖において、かに籠の投入作業中、甲板員Aの左足に走出する幹縄が絡まったため、甲板員Aが同幹縄に引きずられて落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	